

肥料・粗飼料の購入費を補助します

(佐々町肥料・粗飼料価格高騰対策支援事業費補助金)

令和4年に高騰している農業用肥料・粗飼料購入費の一部を補助し、町内農業経営を支援します。

○申請受付期間：令和4年12月1日（木）から令和5年2月28日（火）まで

補助の対象となる経費及び補助率等

1 補助対象者	本町に住民登録のある農業収入のある方（法人などの団体にあつては、主たる事業所を町内に有する方）で町税に滞納がない方
2 補助対象費用	令和4年1月1日から令和4年12月31日までに支出した肥料・粗飼料に要した費用 ※領収日が上記期間内のもの
3 補助内容	① 肥料……補助対象費用の10% ※上限額：耕作面積×30,000円/10a×10% ② 粗飼料…補助対象費用の10% ※上限額：飼養頭数×87,000円×10% 例示)55,000円の肥料代がかかった場合、55,000円×10%=5,500円 5,000円の補助金を受け取れます。 ※1,000円未満については切り捨てるものとします。
4 申請に必要な書類	① 佐々町肥料・粗飼料価格高騰対策支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号） ② 対象費用の金額、支出日及びその内容がわかる書類 ※領収書、通帳等の写しをご用意ください。 ③ 佐々町肥料・粗飼料価格高騰対策支援事業費補助金交付請求書（様式第2号） ※必ず押印してください。 ④ 補助金の振込先を確認できる通帳等の写し ※振込先は、口座名義人が申請者名と一致する口座に限ります。 ※申請は補助対象者につき1回限りとします。
5 申請方法及び問い合わせ	申請書類は、下記まで提出してください。 ※町ホームページより印刷または農林水産課窓口にて配布しています。 〒857-0392 長崎県北松浦郡佐々町本田原免168番地2 佐々町農林水産課 農林水産班 電話：0956-62-2101（内線 231・232）